

告示

埼玉県告示第千百二号

埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示

埼玉県療育手帳制度要綱（平成十四年埼玉県告示第千三百六十五号）の一部を次のように改正する。

様式第四号（第一面）中

みどりの中編（療育手帳）

を

療育手帳

に改

める。

附則

- この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。
- この告示の施行の日において現に交付されている改正前の埼玉県療育手帳制度要綱様式第四号による療育手帳は、当分の間、改正後の埼玉県療育手帳制度要綱様式第四号によるものとみなす。